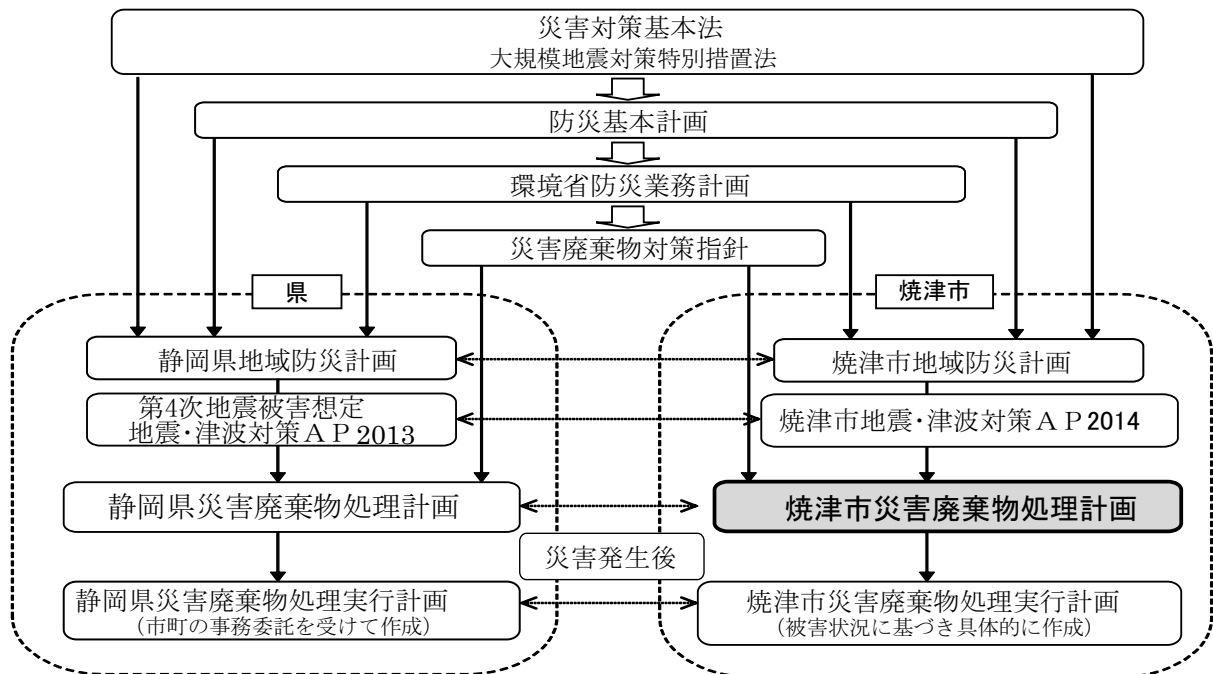


焼津市災害廃棄物処理計画概要

計画策定の目的 P3

静岡県災害廃棄物処理計画を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、災害の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とする。

計画の位置付け・考え方 P4



- ◇ 国の災害廃棄物対策指針及び県計画を踏まえた内容とする。
- ◇ 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、第一義的な処理の責任は市が負うことになるが、本市単独での処理が困難と想定される場合の対応方針も盛り込んだ計画とする。
- ◇ 実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

処理の基本方針 P5

- ◇ **衛生的な対応・処理**
発生する家庭ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。
特に水分を含んだ量等は、腐敗による悪臭が発生するため、優先して処理する。
- ◇ **迅速な対応・処理**
生活衛生の確保、地域復興の観点から、時々刻々と変化する状況に対応できるよう迅速に行う。
- ◇ **計画的な対応・処理**
仮置場を適正に配置・集積したのち、計画的に処理施設へ搬入し処理を行う。
特に大規模な災害が発生した場合には、県並びに近隣市町と連携して処理を行う。
- ◇ **環境に配慮した処理**
十分に環境に配慮し、特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼き、不法投棄に十分注意を払う。
- ◇ **リサイクルの推進**
災害の規模に応じて可能な限り分別収集を行うことで、リサイクルの推進を図る。
- ◇ **安全作業の確保**
通常勤務体制及び業務内容と異なることが想定されるため、十分な注意を払い、作業の安全性の確保を図る。

対象とする災害 P6

◇ 静岡県第4次地震被害想定

- レベル1・・・発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震等
 (東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海地震・南海地震、大正型関東地震)
- レベル2・・・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震等
 (南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震)
- 水害・・・大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、冠水、土石流や崖崩れ

対象とする災害廃棄物等 P7

◇ 災害によって発生する廃棄物

不燃性混合物、可燃性混合物、木質系廃棄物(木くず)、コンクリートがら、金属くず、廃家電、廃自動車、思い出の品、その他適正処理が困難な廃棄物、死亡した愛玩動物及び獣畜等

◇ 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

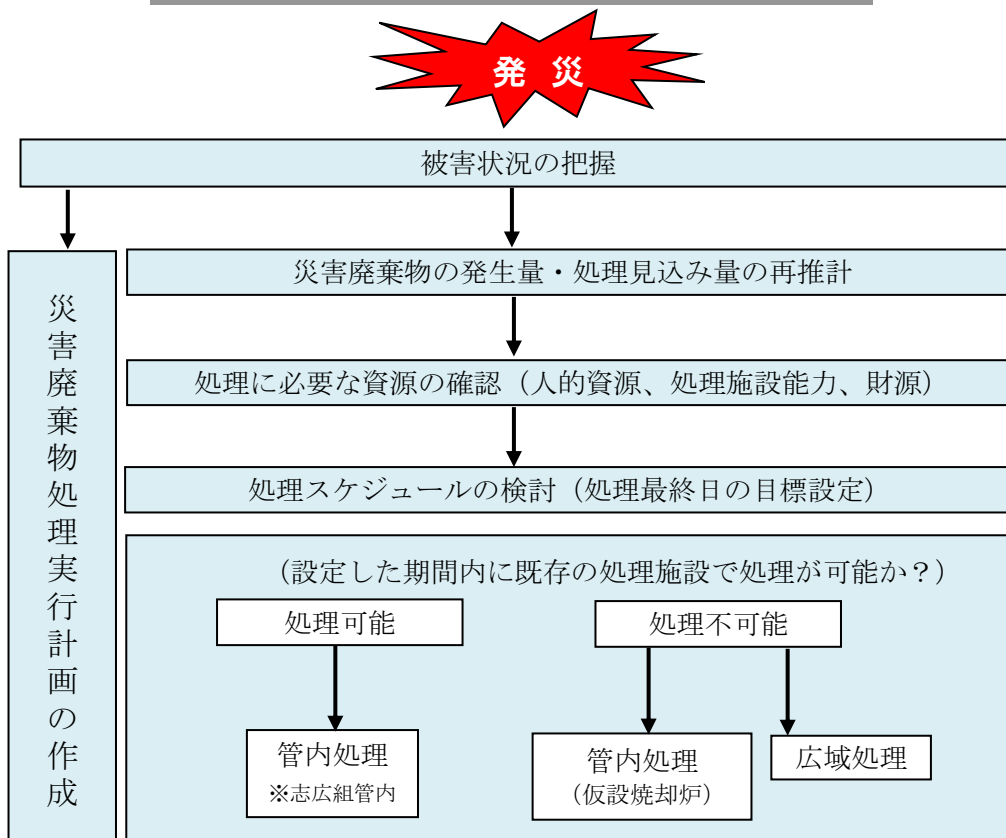
生活ごみ、避難所ごみ、し尿等

<対象外>

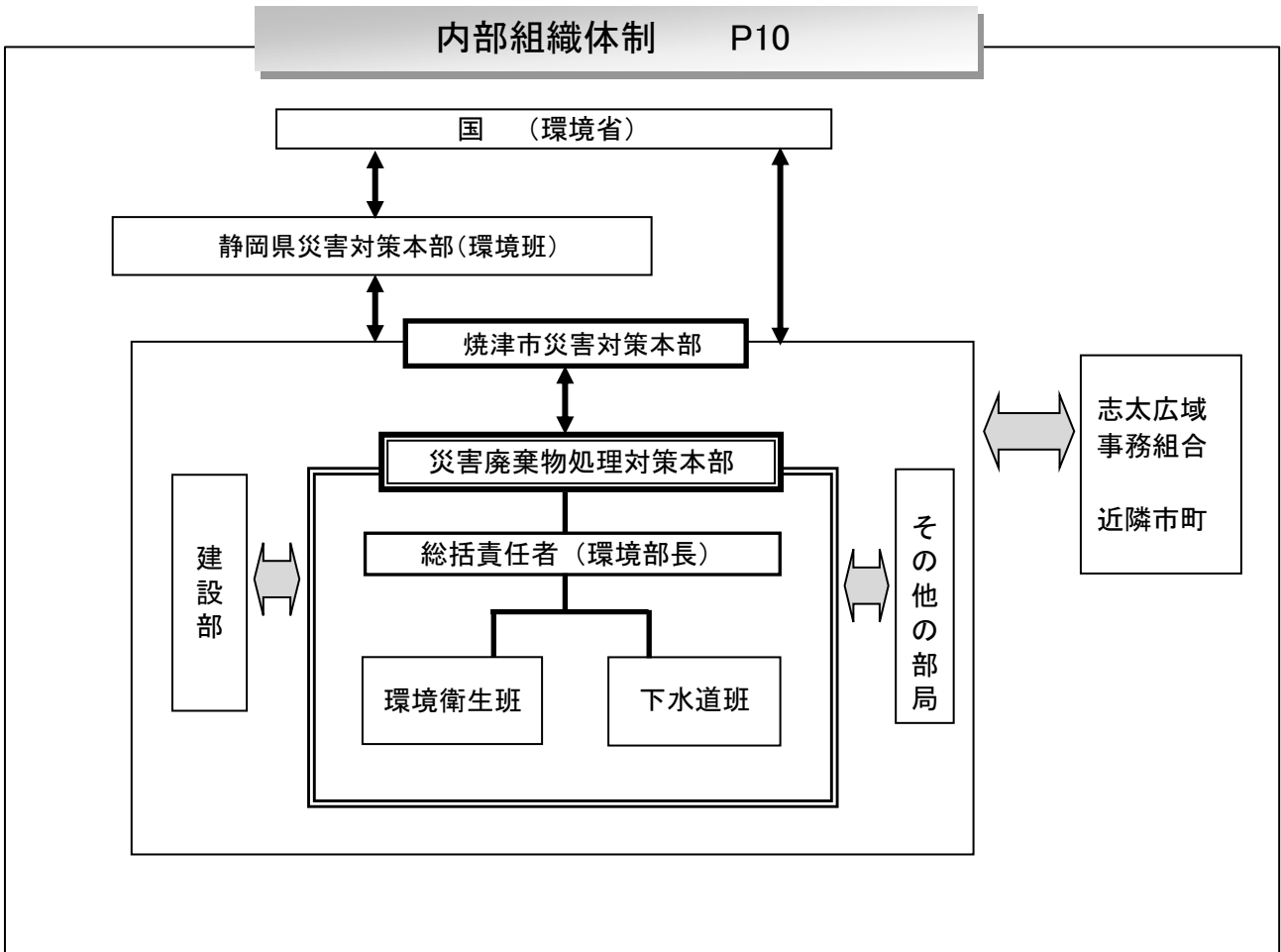
- ・放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物
- ・道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物
(管理者による処理)



廃棄物処理の流れ P9



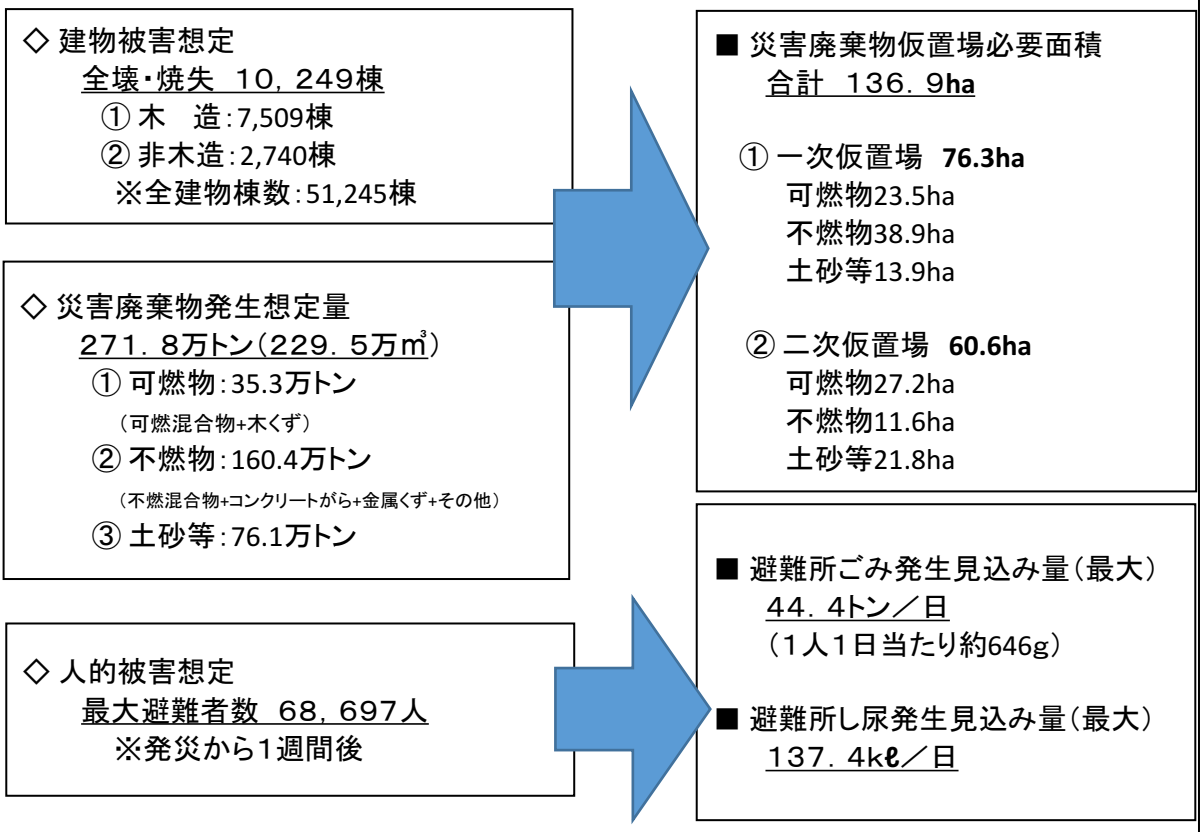
内部組織体制 P10



被害想定に基づく推計 P29

< 静岡県第4次地震被害想定 レベル2の場合 >

< 推 計 >



第1段階: 仮置場候補地の抽出

- (1) 法律・条例の規制区域の整理、選定しないことが望ましい区域の整理
- (2) 地図情報(GIS)による整理

第2段階: 仮置場候補地の絞り込み

- (1) 必要面積の確保と地形・地盤等の諸条件
- (2) 地図情報(GIS)による整理

第3段階: 仮置場候補地の選定

- (1) 仮置場候補地の選定基準の設定
- (2) 現地確認と仮置場整備構想案の作成
- (3) 総合評価



人員と資材の確保

仮置場に職員を配置できない場合、建設業者又は廃棄物関係業者等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積み下ろし補助、受付業務等を行う人員を確保し、常時複数人が作業に当たることができる体制とするよう、事前に体制づくりを行う。必要な資材機材についても、保有量や保管場所、災害時の調達方法を事前に確認しておき、発災後すぐの仮置場設置に備える。

◎ 初動期(発災直後～3日後)

1. 被災情報の収集
2. 災害用トイレの必要数確保・設置
3. し尿の収集・運搬・受入施設の確保
4. ごみ処理施設の被害状況把握
5. 仮置場の確保・災害廃棄物処理体制の確保
6. 環境モニタリングの実施
7. 自衛隊等との連携
8. 道路上の災害廃棄物等の撤去
9. 有害物・危険物の撤去
10. 相談窓口の設置
11. 市民への広報

◎ 災害応急対応(応急対応後半～災害復旧・復興)

1. 処理フローと処理スケジュールの見直し
2. 収集運搬の実施(継続)
3. 仮置場の管理・運営
4. 環境モニタリングの実施(継続)
5. 被災自動車・船舶等
6. 最終処分受入先の確保
7. 災害廃棄物処理実行計画の作成(継続)・見直し

◎ 応急対応(発災～3週間程度)

1. 災害廃棄物処理実行計画の作成
2. 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計
3. 収集運搬体制の確保
4. 仮置場の確保(継続)
5. 倒壊の危険のある建物の撤去等
6. 有害物・危険物の撤去
7. 廃棄物処理施設の補修及び稼働
8. 避難所ごみ等生活ごみの処理
9. 腐敗性廃棄物の優先処理
10. 仮設トイレ等の管理
11. ボランティアの活用



—

—

—

Vertical line segment 1

Vertical line segment 2

Vertical line segment 3

Vertical line segment on the left side of the page.

Vertical line segment on the left side of the page.